

令和3年度一般会計補正予算（第10号）の概要
《新型コロナウイルス感染症対策関連》

令和4年1月14日 尾張旭市総務部財政課

編 成 方 針

◎新型コロナウイルス対策を実施するため必要とする経費について補正予算を編成するもの。

予 算 規 模

◎一般会計分（新型コロナ対策分事業費） 1, 231, 512千円

主な補正財源

区 分	補正財源	説 明
国庫支出金	1, 231, 512千円	○新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金 ○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 ○生活困窮者自立支援金給付事業費補助金 ○住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金 ○保育士等処遇改善臨時特例交付金

- 1 **新型コロナウイルスワクチン接種関連経費**〔ワクチン接種推進室〕 **76,500千円**（国10/10）
 - ・新型コロナウイルスワクチン接種（3回目）の前倒し（接種間隔を8か月から6～7か月）に伴い、年度内に見込まれる接種費用等を計上する。

※その他、コールセンター設置等経費について、債務負担行為（令和4年度）を設定 **100,000千円**

- 2 **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金**〔福祉政策課〕 **15,512千円**（国10/10）
 - ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を令和3年11月末から令和4年3月末に延長する。

- 3 **住民税非課税世帯等臨時特別給付金**〔福祉政策課〕 **1,119,500千円**（国10/10）
 - ・年度内に支給を開始する住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の現金給付に必要な経費を計上する。

- 4 **保育士等処遇改善臨時補助金**〔保育課・こども課〕 **20,000千円**（国10/10）
 - ・保育士・放課後児童支援員等の賃金を3%程度引き上げるための措置を、令和4年2月から実施するため、民間保育所・放課後児童クラブ等の事業所に対し、補助金を交付する。